

令和 6 年度 公文書開示状況（3 月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
1	R7. 1. 30	R7. 2. 27	令和 3 年度大井青果上屋(第一号)附属荷役連絡所外装改修実施設計 成果品一式	276	1							1	1	1		1				主な不開示部分と不開示理由 ・個人を特定できる内容 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 ・見積書 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当 公にすることにより、当該法人における単価の価格設定が推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・印影 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・見積比較表において見積者、見積価格及び査定率 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当 公にすることにより、当該法人における単価の価格設定が推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(第 7 条第 3 号) 今後当局が行う同種の見積において見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第 7 条第 6 号)	港湾局 東京港管理事務所 施設補修課
2	R7. 1. 30	R7. 2. 27	令和 2 年度辰巳ふ頭上屋その他外装改修実施設計 成果品一式	408	1							1	1	1		1				主な不開示部分と不開示理由 ・個人を特定できる内容 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。 ・見積書 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当 公にすることにより、当該法人における単価の価格設定が推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・印影 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・見積比較表において見積者、見積価格及び査定率 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当 公にすることにより、当該法人における単価の価格設定が推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(第 7 条第 3 号) 今後当局が行う同種の見積において見積会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第 7 条第 6 号)	港湾局 東京港管理事務所 施設補修課
3	R7. 2. 14	R7. 3. 31	・母島の港湾施設の図面・管理経費(修繕費、維持費、委託料) ・母島の船客待合所の建物図面・建築経費	72	1															港湾局 離島港湾部 管理課	
4	R7. 2. 19	R7. 3. 31	・父島の港湾施設の図面・管理経費(修繕費、維持費、委託料) ・父島の船客待合所の建物図面・建築経費	188	1															港湾局 離島港湾部 管理課	